

(厚生労働委員会)

民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案（島村大君外

八名発議）（参第五三号）要旨

本法律案は、養育者との永続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を児童に確保する上で養子縁組あつせん事業が果たす役割の重要性に鑑み、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護を図るとともに、あわせて民間あつせん機関による適正な養子縁組のあつせんの促進を図り、もって児童の福祉の増進に資するため、養子縁組あつせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんは、児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するとともに、可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。
- 二 国、都道府県及び市町村以外の者は、養子縁組あつせん事業を行おうとするときは、当該養子縁組あつせん事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 三 民間あつせん機関は、厚生労働省令で定める種類の手数料を徴収する場合を除き、養子縁組のあつせん

に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。また、国又は地方公共団体は、民間あつせん機関を支援するために必要な財政上の措置等を講ずることができる。

四 民間あつせん機関は、児童の父母、養親希望者、児童等を支援するため、専門的な知識及び技術に基づいて、面会の方法により相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

五 民間あつせん機関は、養親希望者が児童の養育を適切に行うために必要な研修を修了していない者等であるときは、当該養親希望者に対する養子縁組のあつせんを行ってはならない。

六 民間あつせん機関は、養親希望者の選定、養親希望者と児童との面会及び養親希望者による縁組成立前養育のそれぞれに先立ち、民法上養子縁組の際に同意が必要とされる者等から同意を得なければならない。ただし、これらの同意を同時に得ることを妨げない。

七 国及び地方公共団体は、養子縁組のあつせんに係る制度の周知のための措置を講ずるものとする。

八 許可を受けないで養子縁組あつせん事業を行った者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。